

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2019年6月10日			
年会費名	建設政策研究所2019年度会費			
相手方	特定非営利法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2800円	主に機関誌購読料・会費 (11000円+振替手数料 200円) ÷ 4	56
		合計 2800円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料: 「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

会員サービス・入会案内及び定期購読

[会員の種類](#)[会員の特典、サービス](#)[年会費・定期購読](#)[加入方法](#)[お問い合わせ](#)

ただいま会員募集中です！

当研究所の会員になって、公正で魅力ある建設産業を実現させませんか！

多くの方のご参加をお待ちしております。

会員の種類

当研究所にはいくつかの会員の種類があります。

1. 団体会員

組織として当研究所に加入する場合、団体会員となります。総会への出席などを通じて、当研究所の運営に参加することができます。

2. 個人会員

個人として当研究所に加入する場合、個人会員となります。総会への出席などを通じて、当研究所の運営に参加することができます。

3. 雑誌購読者

隔月で発行している雑誌『建設政策』を年間で定期購読することができます。ただし、当研究所の運営に参加することはできません。

4. 賛助会員

企業が当研究所の趣旨に賛同いただき、財政的に支援していただくものです。

会員の特典、サービス

1. 当研究所の組織運営に参加することができます。(団体会員、個人会員)

2. 当研究所の主催する各種研究プロジェクトに参加することができます(ただし無制限ではありません)。(団体会員、個人会員)

3. 当研究所の発行する雑誌『建設政策』を口数に応じて購読することができます。団体会員は一口あたり2冊ずつ、個人会員は一口あたり1冊ずつ、雑誌購読者は1冊ずつとなっています。
4. 当研究所の主催・共催・後援する学習会やシンポジウムの案内を受け取り、無料または格安で参加できます。
5. 当研究所が受け入れた図書、資料(ただし販売の対象となっているものを除く)などの文献を閲覧・複写し、借り出すことができます。また、遠方に住んでいる会員などは、文献の複写サービスを受けることができます。
6. 当研究所に調査を委託することができます。

詳細は、当研究所までお問い合わせください。

年会費・定期購読

年会費は下記の通りとなっております。(2016年度より年会費が改定されました→『会費年額変更のご案内』)

	会員種別	金額・一口 (2015年度まで)
1	団体会員	11,000円
2	個人会員	5,500円
3	雑誌定期購読者(団体)	5,760円
4	雑誌定期購読者(個人)	5,760円
5	賛助会員	50,000円

加入方法

必要事項※をご記入の上、メールをお送りください。→メール
JDS04066@nifty.ne.jp

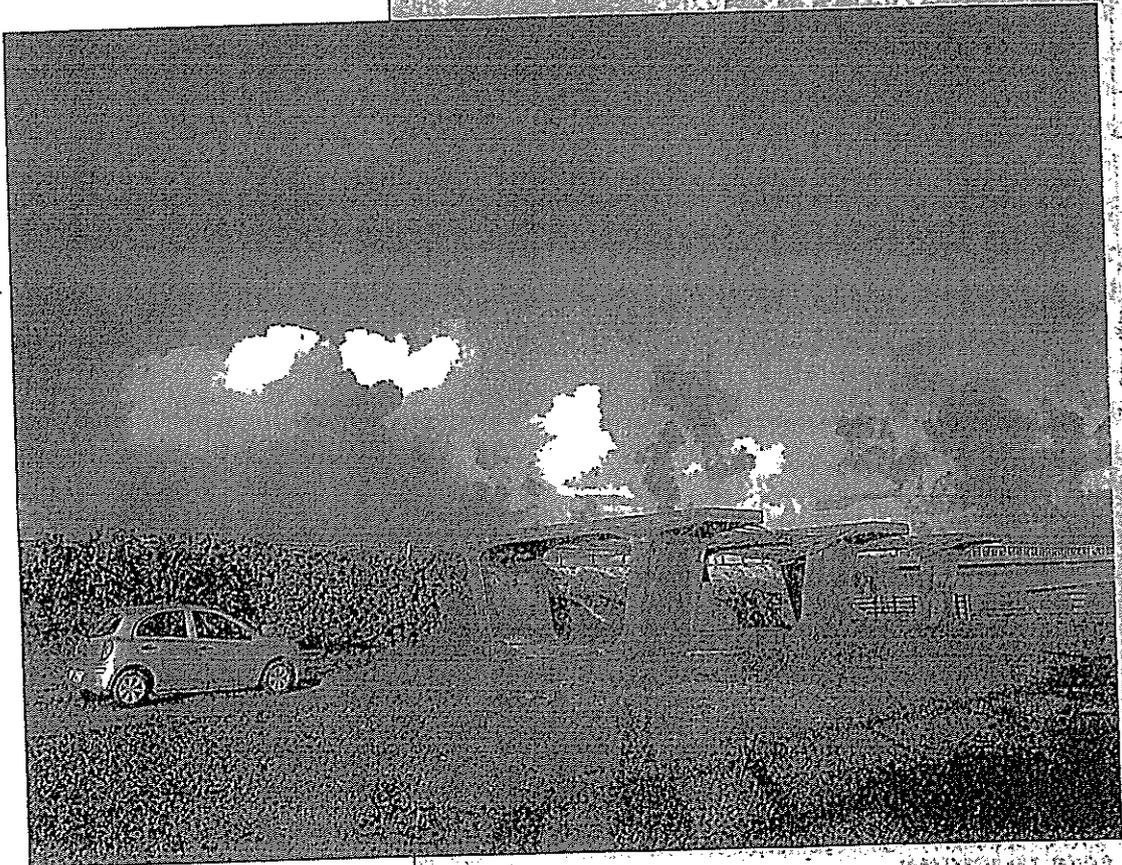
建設 政策

—特集—

建設業における外国人 労働者受け入れの課題

9 2019
No.187

- ◇ 全建総連「建設業一人親方の働く実態等に関するアンケート」の分析～個人請負労働者の権利獲得と処遇改善をめざして～
- ◇ 利益率低下するも高利益率で好調維持～主要ゼネコン22社の2018年度決算分析～
- ◇ 現場就業者の法定福利費の確保と処遇改善が課題 高水準の利益を多角化推進と内部留保増へ充当～主要住宅企業7社の2018年度決算分析～



政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 今井 光子				
年 月 日	2019年6月28日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2019年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもっばら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行 (月1回刊)</p> <p>◆参加者の状況 定期的に行われる講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p style="text-align: center;">情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2019年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	21
合計 3600円 (100%充当)				
備考	添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約 (コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO. 315 2019・6・12

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060
《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126
《郵便振替口座》： 00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

静岡に勉強に、 交流に行きま せんか



第61回自治体学校 in 静岡 7月27日(土)▶29日(月)

1日目 全体会 7月27日(土) 12:30~17:00 静岡市民文化会館 大ホール

- 記念講演 憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく 京都橋大学教授 岡田知弘
- 特別発言 日本一小さな村から自治を発信する 高知県大川村村長 和田知士
- 特別発言 水道事業は公営でいいじゃないか

浜松市の水道民営化を考える市民ネットワーク事務局長 池谷たか子

★静岡と全国の地酒を楽しむ交流会(17:30~) 静岡市民文化会館 大会議室

2日目 分科会・講座 7月28日(日) 9:30~16:00 グラシィツ/パルシェ

10分科会、2講座、3現地分科会、5ナイター企画

3日目 全体会 7月29日(月) 9:30~11:45 清水文化会館マリナード 大ホール

- 特別講演 対話による協働のまちづくりを語る! 前・静岡県牧之原市長 西原茂樹

★参加費 一般 16,000円/自治体問題研究所個人会員 14,000円
主催 第61回自治体学校実行委員会

5月号同封の案内リーフレットによりお早めに申し込んでください。

3日間通しだけでなく、1日だけ、2日だけの参加でもOKです。

宿泊付きの締め切り日 6月21日(金)まで

宿泊がない場合は 7月5日(金)までです。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）
団体会員は月101,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額105,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員は任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べる事ができる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する

- (1) 年間の事業（活動）計画
- (2) 予算および決算
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、必要と認める事項

- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる

- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する

- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 今井 光子				
年 月 日	2019年8月16日			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2019年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000 円	20000 円 × 1 / 4 = 5000 円	39
	合計 5000 円 (100%充当)			
備考	特別 (団体) 会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則 (部分コピー)、定期刊行物の表紙 (コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

平成26年商業統計調査(確報)奈良県結果

平成28年9月

奈良県総務部知事公室統計課

奈良県統計協会会則

昭和 2 年	2 月 1 2 日	総会議決
昭和 2 3 年	8 月 5 日	改 正
昭和 2 4 年	3 月 5 日	一部改正
昭和 2 8 年	2 月 7 日	全面改正
昭和 2 9 年	2 月 2 6 日	一部改正
昭和 3 0 年	8 月 2 5 日	一部改正
昭和 3 1 年	2 月 2 6 日	一部改正
昭和 3 4 年	1 0 月 1 日	一部改正
昭和 3 9 年	4 月 2 4 日	一部改正
昭和 4 5 年	5 月 2 2 日	一部改正
昭和 5 0 年	5 月 1 3 日	一部改正
昭和 5 1 年	5 月 2 7 日	一部改正
平成 4 年	3 月 2 5 日	一部改正
平成 8 年	3 月 1 9 日	一部改正
平成 8 年	4 月 1 日	一部改正
平成 9 年	3 月 1 9 日	全部改正
平成 1 7 年	4 月 1 日	一部改正
平成 1 8 年	3 月 1 7 日	一部改正
平成 3 0 年	6 月 1 日	一部改正

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則(第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正)

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則(第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正)

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則(第4条、昭和39年4月24日一部改正)

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正)

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(第9条、平成4年3月25日一部改正)

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正)

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(第8条、平成8年4月1日一部改正)

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月19日全部改正)

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日一部改正)

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成30年6月1日一部改正)

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成・市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 今井 光子

年月日	2019年11月25～26日				
政務活動先	福井県庁・福井県議会、もんじゅ、高浜原発、高浜町役場、小浜市民と懇談他				
政務活動の目的	原発が11基も集中立地する福井県を行政視察、地域の議員、住民と懇談する				
相手方	福井県議会議員、福井県庁・高浜町担当課職員、原発立地問題に取り組む小浜市民らとの懇談他				
内容、結果等	別紙、視察報告				
※視察の効果を明記のこと	議員連盟の活動、議会質問に活かす。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	福井県	レンタカー借り上げ	奈良県-福井県 (往復)	6893円	77
	福井県	レンタカーガソリン代 (精算分)	奈良県-福井県 (往復)	396円	78
	福井県	レンタカーガソリン代 (途中給油分)	奈良県-福井県 (往復)	812円	73
	宿泊費	9440円	内訳:ドリーイン福井		72
	会費	円	内訳:		
合計	17541円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 福井県視察報告 (写真添付を含む)				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

脱原発議員連盟 福井県視察報告

2019年11月26日
奈良県議会議員 今井 光子

主催：脱原発奈良県議会議員連盟（人数：10人）

視察日程：2019年11月25、26日

視察先：もんじゅ、福井県庁・福井県議会、高浜原発を視察、高浜町役場、小浜市住民と懇談他

11月25、26日の両日、奈良県議会の脱原発議連のメンバー10名で福井県に視察に行ってきました。若狭の海は美しく砂浜が広がる目の前に「もんじゅ」が見えていました。

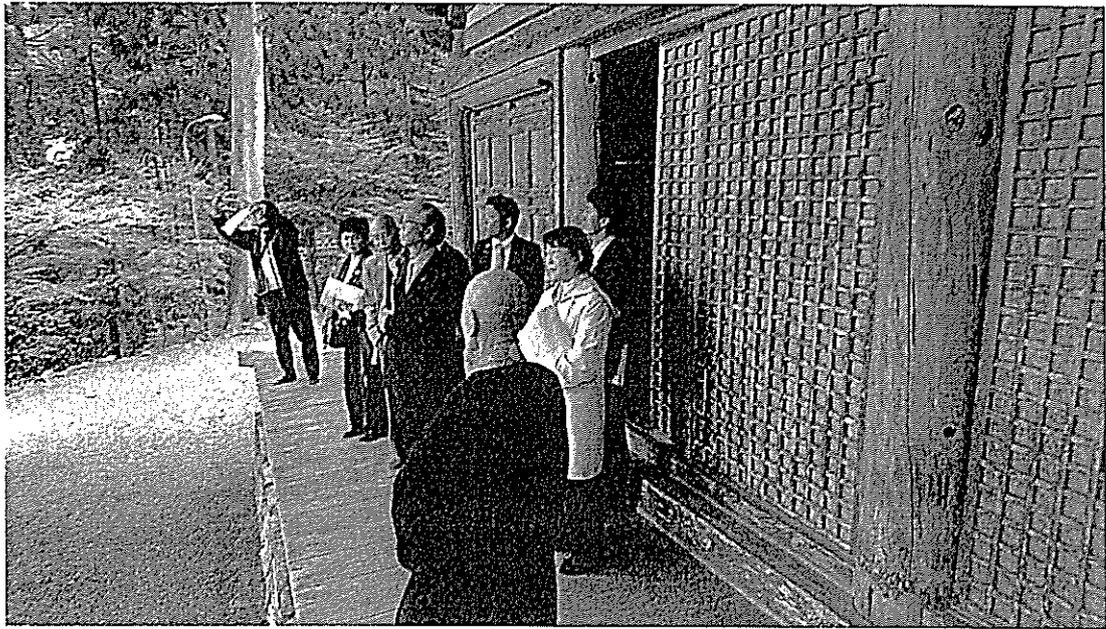
11月25日は「もんじゅ」の見学。私は2回目でしたが、以前は事故が起きて点検中の時、今回は廃炉が決定ということでした。そもそもの技術的なことを詳しく説明していただきました。原料になるウランの中で燃えるものは全体の0.7%残りは燃えないものです。それを燃えるウランに変えるのに中性子を加えてできたものがプルトニウムということでした。資源が少ないウランも少ない。そんな下でプルトニウムを使っての原子炉は「夢の計画」。1985年から91年までの6年間で建設。物を作るだけで6600億、検査など入れると1兆2000億円が使われています。95年にナトリウム事故。2017年1月18日に原子力規制委員会が効力を失ったと判断して廃炉が決まり現在は廃炉計画に基づいて進めています。完全な廃炉までには30年かかり、燃料棒の取り出し作業を行っています。日本原子力開発機構が敦賀廃止措置実証部門高速増殖炉もんじゅを所管。廃炉以降の職員のモチベーションを保つには、廃炉過程の中でないとわからないことなど検証することが今後役に立っていく。国際協力のもとで研究は続けていくとのことでした。いまだに最終燃料の処分場が定まっていません。これが大問題です。



26日は朝から福井県議会の原発に反対している議員の皆さんと懇談をしてきました。福井県は保守が大多数、脱原発議員連盟はありませんが、共産、無所属、立憲民主、元県議の方が来てくれました。関電の還流マネー問題は県の職員にまで及んでいました。しかし人数が明らかになっただけで全容説明には至っていません。大飯、高浜、美浜と11基の原発が福井県にあり、100キロ圏内に奈良県が入ってきます。今再稼働反対の声が上がっていますが関電側の圧力があり、多くの人が関連の仕事に携わり声が挙げられないのが現状。

40年以上の老朽原発を再稼働させて60年80年使おうとの計画になっています。とんでもないことです。もっと全国から再稼働反対の声を上げる必要を感じました。

若狭・明通寺の中島哲演住職のお話を聞きました。お寺は本堂と三重塔が国宝で山に囲まれた美しいところでした。中島氏は昨年2月26日から、1、関西電力は老朽路（高浜1、2号機、美浜3号機の延命対策工事の中止 2、原発ゼロ法案の審議開始を求めて断食を行った方。関西大都市圏に大量の電気を送るために「原発マネーファシズム、国内植民地化」（金力や強権によって批判の自由を封じ込める）の支配を受けて形成された15基もの世界1の原発密集地帯。原発の重大事故にみまわれた福島犠牲者たち被災者たちに心を寄せて「第2のフクシマ」をけっして繰り返さないために断食をはじめました。中島住職のお話はあっという間に時間がたっていました。今一度議連が作られた当時から思いが薄れていることに気が付きました。小浜市には1基の原発もありません。この戦いが作らせなかったからです。しかし高浜原発はすぐ隣り町ですが実際に距離は7割以上が小浜市のほうが影響が大きいにもかかわらず再稼働についてものが言えない状況はおかしいといっていました。



余韻を残しながら最後は高浜町の渡辺孝共産党町議に合いに役場に行きました。思わず全員が、あまりに立派な役場に驚きの声。11期目の渡辺議員は洞泉寺から一貫してこの問題を取り上げてきました。関電還流マネーの森本助役はこの街の助役で当時から様々なうわさがありましたが、今回明るみに出ること、悪いことは隠しきれないといっていました。原発は反対と思っても声が挙げられないがんじがらめの支配が行われてきたことを話してくれました。

立地自治体はどれも素晴らしい公共施設があります。ただ立派な役場が41億7千万と聞いて、改めて奈良県のバスターミナルが46億円は高すぎると感じました。

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年2月13日～14日				
政務活動先	徳島県上勝町、香川県高松市 (香川県庁)				
政務活動の目的	上勝町の「ゼロウェイスト事業」・「彩 (いろどり) 事業」と香川県の水道事業広域化事業について行政視察				
相手方	上勝町への行政視察管理合同会社「パンゲア」、香川県庁水資源対策課他				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	視察内容、成果等は別紙「視察報告」に記載。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	上勝町・香川	自家用車	視察全行程 (ガソリン代)	1620円	110
	京都	JR マリンライナー・新幹線	高松ー岡山ー京都	10160円	101
	五位堂	近鉄	京都ー五位堂	640円	証1
	上勝町・香川県	自家用車	視察全行程 (高速道路利用料、往路分)	1804円	111
	宿泊ホテル 駐車料	220円	内訳：高松東急REIホテル駐車料 (1台分)		108
	宿泊費	10400円	内訳：高松東急REIホテル		107
	会費	2000円	内訳：上勝町視察事業合同会社への支払い		109
合計	26844円 (すべて政務活動)				
備考	経費は宿泊費以外の交通費 (駐車料)、会費について参加者5人で分担。 添付資料：視察報告 (写真を含む)				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

徳島県上勝町「いろどり事業」「ゼロウェイスト」行政視察

県会議員 今井 光子

視察先：徳島県上勝町・香川県庁

視察日：2020年2月13日（2020年2月13、14日の行政視察のうち1日目）

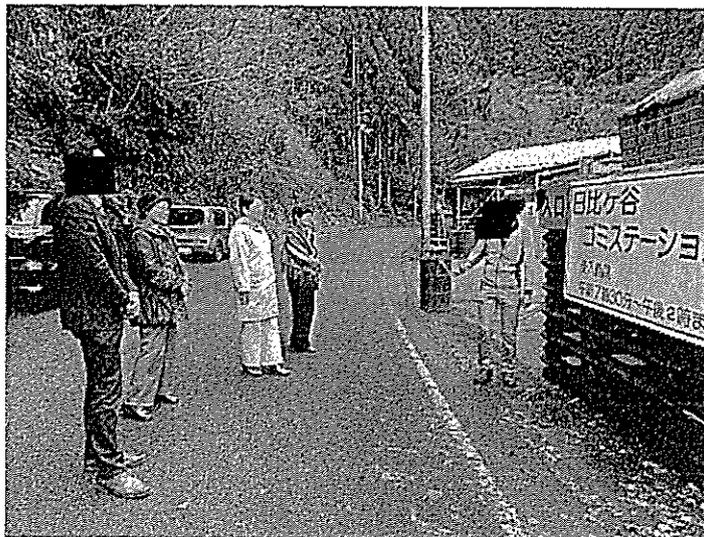
視察主体：日本共産党奈良県会議員団

メンバー：山村幸穂、今井光子、小林照代、太田敦（事務局員：[REDACTED]）

日本共産党奈良県会議員団の2020年2月13と14の両日、徳島県上勝町と香川県庁への行政視察に参加。2日目の2月14日に奈良県議会の出席すべき会議が開催されるため、1日目、徳島県上勝町視察のみの参加になりました。

<ゴミ0（ゼロ）事業>

上勝町は、“葉っぱビジネス”と“ゴミ0”で全国に有名になった町です。



その後、いろどり事業とゴミ0事業について説明を聞きました。全国各地からの視察が多く、視察の説明することが事業化されており、非常にわかりやすいものになっていました。高齢化が進み45品目の分別とステーションに選ぶことが大変な家庭も出てきていることを伺いました。

ゴミ0事業では、リサイクルでお金が入るのが200万円、お金を払って引き取るのが600万円。全て焼却したら1600万円。人件費抜きでゴミ処理コストは400万円です。いま、新たなリサイクルステーションが建設中でした。ステーションの窓は、民家の解体などで出た窓枠がつかわれていました。

原材料に細かく避ければかなりのリサイクルができることを学びました。

<いろどり事業（葉っぱビジネス）>

一人の農協職員の熱意が今日の「いろどり事業」を推進してきたこと。村の農産物を何とか売り出したいと懸命に頑張ってきましたが、寒波でミカンが全滅。何をしようかと考えていた時に、町のすし屋で添えられていた紅葉していたモミジの葉っぱに感動して持ち帰った女性を見て、これなら村にたくさんあると、思い村の人に話しますが、当初は、だれにも相手にされず、葉っぱが売れたらみんな億万長者だと馬鹿にされたそうです。それでもあきらめずに、花卉農家に反して出荷を始めると人気が出て売れるようになったそうです。そのために職員さんは築地の市場や、料亭に通ってどんなものが好まれるかを研究など、経緯の説明を受けました。

今でははっぱビジネスは153人にまで増えているそうです。多い人で1700万円（/年）も稼ぐ人まで出ています。売上は平均で150万円ほど。お年寄りが喜んで生きがいを持って働いている姿は素敵です。

奈良県ですすむごみ処理の広域化事業にたいする検証、議会質問に活かしたいと思います。（了）

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2019年5月30日				
政務活動先	ならまちセンター(奈良市)				
研修名	パリ協定・COP24以降の国際動向(NPO 法人おてんとうさん主宰)学習会				
参加者	環境問題に取り組む市民団体、市民など 50 人				
参加目的	地球環境問題、自然エネルギー普及などについて国際的な動きを学び、環境を守る県内の取組、県議会での論戦に活かすため				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	COP24以降の国際動向について、地球環境市民専務理事・自然エネルギー市民の会事務局長の早川光俊さんの講演を聞きました。 命を守ることを第一にクーラーはつけるべき、温暖化は再生エネルギーへの転換と省エネですすめるべき。もっと見直すところがあるとのこと。私は地球温暖化とクーラー設置について質問。奈良県として再生エネルギー100%への転換の方針をもたなければならないと思いました。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
				円	
				円	
				円	
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	500 円	内訳:参加費		11
合計	500 円 (すべて政務調査)				
備考	添付資料: 学習会次第(コピー)				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

「パリ協定・COP24以降の国際動向」

2019年5月30日(木) 13:30~15:30 於：ならまちセンター

13:30 開会あいさつ

13:05~15:05 講演
「パリ協定・COP24以降の国際動向」
講師 早川 光俊 さん
(地球環境市民専務理事、自然エネルギー市民の会事務局長)

15:05~15:25 質疑応答・意見交換

15:30 閉会

主催 特定非営利活動法人サークルおてんとさん
共催 (一財)再エネ協同基金
奈良県生活協同組合連合会

この企画は、再エネ協同基金の支援金を受け、実施します。

後援 奈良県 奈良市 奈良県地球温暖化防止活動推進センター
市民生活協同組合ならコープ
(一財)再エネ協同基金 NPO法人奈良ストップ温暖化の会
(一社)地域未来エネルギー奈良

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2019年8月2日				
政務活動先	東京都中央区 アットビジネスセンター (東京八重洲通り)				
研修名	第17回がん政策サミット (主催: 特定非営利法人がん政策サミット)				
参加者	全国がん患者、医療関係者、自治体関係者、企業、地方議員など				
参加目的	国のがん計画を具体化し、促進するため				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	別紙				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	京都	近鉄 (乗車券 + 特急券)	大和高田 - 京都	1780 円	35
	東京都内	JR 新幹線他	京都 - 都内 (往復)	27190 円	29
	会場	タクシー	東京 - 中央区八丁堀	650 円	33
	東京駅	タクシー	中央区八丁堀 - 東京	410 円	34
	五位堂	近鉄 (乗車券)	京都 - 五位堂	940 円	31
	五位堂	近鉄 (特急券)	京都 - 大和高田	900 円	32
	助成金		がん議連からの助成金	-5000 円	66
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	3000 円	内訳:		36
	合計	29870 円 (すべて政務調査)			
備考	添付資料: がん政策サミット開催の案内 (奈良県がん対策推進議員連盟)				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

2019年08月02日

第17回がん政策サミットに参加

今井 光子

東京でがん政策サミット(主催:特定非営利法人がん政策サミット)が開かれて、奈良県議会がん対策推進議員連盟の一人として参加しました。サミットは何度か参加してきましたが、国のがん計画などを具体化するために、行政、議員、医療関係者、患者会、マスコミ、企業が一体になって具体的な政策を提案していくというユニークな試みです。

来年がちょうど都道府県がん計画の中間年になるため中間総括が求められています。

何のために、どのような施策を、どのように実行して、どんな成果が上がったか。イベントや研修会などの回数を振り返るだけでなく、そのことがたとえば緩和ケアなら、患者の痛みを和らげることに繋がったのかが、最終の目的になります。奈良県は担当者の頑張りで全国でも、その取り組みが注目されています。

各県の取り組みが前進すれば全国のがん対策が前進することになります。がん登録のまとめが発表されて奈良県ではがんの「見える化」が公表されました。

どんながんがどのくらいの生存率があるのか。がん拠点病院における患者数や手術実績、生存率などが公表されました。

奈良県からは8名が参加、行政から2名、医師1名、患者会3名、議会からは2名でバランスよく参加していました。1名しか参加していない県も数件ありました。

全国の患者会のコツコツと地道な粘り強い活動を、サミット主催者である埴岡さんたちが方向を示してリードしてくれているので政策づくりに参加しているという実感がわきます。

サミットは2日間の日程ですが1日だけの参加。

全国の取組が前進していることを確認でき、引き続き奈良県でのさまざまな取り組みの推進や議会での議論等に活かします。

(参考)

令和元年6月11日

奈良県議会がん対策推進議員連盟

会員各位

奈良県議会がん対策推進議員連盟

「第17回がん政策サミット2019」開催のご案内

このたび、「第17回がん政策サミット2019」が下記のとおり開催されますので、ご案内申し上げます。

参加を希望される場合は、6月27日(木) (※)までに議会事務局政務調査課にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

(1) 日時：令和元年8月2日(金) 12:00~18:15
8月3日(土) 9:30~18:00

今井議員
2日のみ参加

(2) 会場：アットビジネスセンター東京八重洲通り
東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通ハタビル5階
(JR東京駅八重洲口徒歩10分)

(3) 主催：特定非営利活動法人がん政策サミット

山 X
今 △ 209名

(4) 参加費用：資料代として 3,000円

小 X
下 X

(5) 助成金：宿泊を伴わない場合 5,000円

宿泊を伴う場合 10,000円

奈良県議会がん対策推進議員連盟規より研修助成金が支給されます。

※ 申し込みの締め切り日について、別添「第17回がん政策サミット2019」(写)では5月23日(木)までとなっておりますが、特定非営利活動法人がん政策サミットより申し込み期間を延長していただいております。

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年2月27日				
政務活動先	政府5省庁要望				
政務活動の目的	陳情や要望書によって寄せられた要望、聞き取った要望等、政府関係省庁に届けた。				
相手方	厚生労働省、国土交通省など政府5省庁 (参議院会館でのレクチャー方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	別紙、「政府要望交渉のまとめ」のとおり				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	京都	近鉄	五位堂-京都	960円	証 2
	東京	新幹線	京都-東京 (往復)	27290円	115
	国会議事堂前	東京メトロ	東京-国会議事堂前	170円	証 3
	東京	東京メトロ	国会議事堂前-東京	170円	証 4
	五位堂	近鉄	京都-五位堂	960円	証 5
		合計 29550円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料: 2・27 政府要望書、政府要望まとめ				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

2・27政府要望交渉のまとめ

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村 幸穂

県会議員 今井 光子

県会議員 小林 照代

県会議員 太田 敦

2020年2月27日、日本共産党奈良県会議員団と同奈良県地方議員団は厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省の5省庁に要望書を提出。県民要求にもとづく交渉をおこなった。

1日で、5つの省庁への要望であることから、場所を参議院会館内1か所とし、時間帯を設定し、各省庁の担当者が入れ替わるようにした。清水ただし衆院議員、大門みきし参院議員、山下よしき参院議員秘書も同席した。(下写真)



とき/2020年2月27日

ところ/参議院会館

要望した項目は以下のとおり。

【国土交通省】

- 1 地方公共交通への支援について
- 2 国営平城宮跡歴史公園整備事業について
 - (1) 大極殿院復元整備事業
 - (2) 近鉄線の移設について

【経済産業省】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【厚生労働省】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【観光庁】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【防衛省】

奈良県が五條市に誘致しようとしている陸上自衛隊駐屯地に関する要望

新型コロナウイルスの感染防止対策、観光業など影響を受けている事業者への支援、国保料の子ども均等割り廃止、巡回バスなど公共交通への補助拡充、平城宮跡国営公園整備、近鉄線の踏切対策、五条市への自衛隊誘致と2000メートル滑走路などについて、それぞれ県民の声を伝え、対策の推進を求めました。各担当職員からレクチャーを受けました。

交渉の結果もふまえ、県議会での質問や関係機関への働きかけ・要望に活かしたい。

それぞれの要望にたいする対応者は以下の通り。

新型コロナウイルス対策

観光庁観光産業課 松浦課長補佐
通商政策局北東アジア課 荻野課長補佐
商務 SG 消費・流通政策課 依田課長補佐 同クールジャパン政策課 長谷川課長補佐
中小企業庁事業環境部金融課 海老原課長補佐 同技術・経営革新課 竹尾課長補佐

平城宮跡歴史公園整備

都市局公園緑地・景観課 澤田課長補佐 同街路交通施設課 堺連続立体交差係長
鉄道局施設課 井相田課長補佐 道路局路政課 金森課長補佐

地方交通

地方交通 総合政策局地域交通課 平賀課長補佐

病床削減・国保

保険局国民健康保険課企画法令課 菅原
医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 坂井計画係長
医政局看護課 竹中人材確保係長 医政局医事課 扇屋課長補佐

自衛隊誘致

防衛省 防衛計画課 名尾 同施設計画課 野村

(了)

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年月日	2019年9月6日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2019年8、9月 (NO. 107) (135400 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (122900 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12500 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・奈良市庁舎耐震化問題で、市長と市議会が耐震化促進をしようとしたのに県知事が「移転新築」を提案し、議会が混乱したが、地方自治の原則に反してはいないかと、県知事がおこなった「横やり」をただした。 ・県が五條市に2000m滑走路付き防災拠点整備をすすめる検討を開始しているが、滑走路の必要性をただし、かつ、すぐにでも必要な防災拠点整備を先送りしている現実を指摘。直ちに防災拠点の整備、消防学校の移転開設をするよう提起し、意見を求めた。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	91253 円	2.75 円×122900 枚×1.08 (消費税) ×1/4	47
	印刷代	関西共同印刷所	75330 円	279000 円 (135400 枚) ×1.08 (消費税) ×1/4	49
	合計 166583 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2019年8、9月号 (No.107)				

注 発行した広報紙を添付してください。

6月定例奈良県議会

6月定例議会は、8日に決定した補正予算と補正の議案をまとめた補正予算案が、同日付で、奈良県議会の各郡市議事に送られた。補正予算案は、補正の議案をまとめた補正予算案が、同日付で、奈良県議会の各郡市議事に送られた。

具体的には、五條市に建設予定の総合病院に、補正予算で建設する計画。桜井市のN-1とN-2なら、県道の拡充計画も、新たな建設のつくりや、N-1とN-2の建設。奈良市中央の駐車場、道の駅建設、平野町周辺の道路対策の検討と、近隣の建設に関する調査。



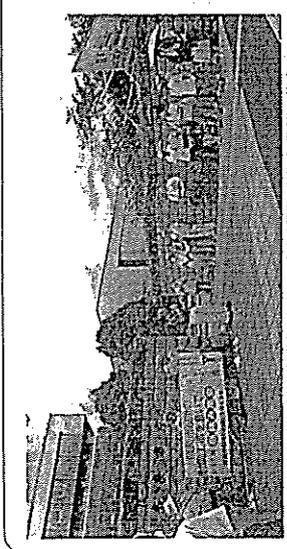
防災施設に2000万の増額計画
県民の安全な生活のために、防災施設に2000万の増額計画が、補正予算案に盛り込まれた。

議案審議日、山崎議員が日本共産党を代表して反対討論。五條市への増額計画について「奈良県2000万の増額計画は、必要と認められるが、補正予算案は、自衛隊建設費の削減が、補正予算案に盛り込まれた。」

討論 山崎 幸穂議員
6月定例奈良県議会最終日の7月3日、山崎幸穂議員が反対討論に立ちました。

奈良市庁舎の耐震改修計画に知事が「補正」

耐震改修予定の奈良市役所「移転せよ」と知事
市民の安全と断念。奈良市の補正予算が、補正予算案に盛り込まれた。



奈良市庁舎の耐震改修計画に、知事が「補正」を打ち出した。市民の安全と断念。奈良市の補正予算が、補正予算案に盛り込まれた。

補正予算案に盛り込まれた。市民の安全と断念。奈良市の補正予算が、補正予算案に盛り込まれた。

この補正に、奈良公園と平野町

「新しい阪奈和新幹線」構想！人口減少社会に見合った社会資本整備を

また、和歌山県桑名市・五條市、大和郡田原市を結ぶリニア中央新幹線中継（奈良市付近）に設置予定の関西国際空港を結ぶ「新しい新幹線」構想について、奈良市から要望が出ている。奈良市から要望が出ている。

奈良市から要望が出ている。奈良市から要望が出ている。

奈良市から要望が出ている。奈良市から要望が出ている。

大宮通り周辺開発にかかる巨額の費用

主なものは次のとおり。	45億円
○奈良公園バスターミナル整備	88.72億円
○平野宮跡未省門前の広場、建物等整備事業	136億円
○同「体験館」用地取得等	220億円
○県営プール跡地の高級ホテルを核としたにぎわいづくり	1億円
○大立山（4基）	

新しい所属委員会
新しい所属委員会は以下のとおりです。
山崎幸穂議員...総務委員長、少子化対策女性の活躍促進特別委員
今井光子議員...文教くらし委員、幹部・東部地域振興特別委員
小森照代議員...厚生委員、総合防災対策特別委員
大田 敦議員...建設委員、地域公共交通対策特別委員

県民要求実現へ全力でがんばります

春の統一地方選挙で、日本共産党奈良県議団は4議席を獲得しました。安倍内閣による大型開発の押しつけと、たかい、暮らして福地に届けて頑張ります。引き続きご支援をお願いします。

日本共産党 奈良県議会だより
2019年8月9日 No.107
日本共産党奈良県議団
山崎幸穂 山崎ちほ 今井 光子 小森 照代 大田 敦
県会議員 県会議員 県会議員 県会議員 県会議員
630-6501 奈良市大宮30奈良県議会議会内
Tel:07422715291 Fax:0742271492
Eメール: naraken-jcp@forest.com.ne.jp

県立高校問題、県政運営の基 本姿勢を問う

今井光子議員が代表質問



代表質問
今井光子議員

2019年6月25日

今井光子議員が日本共産党代表として質問した。知事の権限が約5%にとどまった知事選挙について「高校廃校・ホテル誘致・地価暴落・警察削減など、日本共産党が一貫して取り上げてきた課題が争点となり、県民の大多数が反対のあり方が問われた」として、県政運営の基盤を求めました。

知事選挙は「政策が支持された結果」と述べ、民意は関知しない態度を批判しました。

また、今井議員は県立高校廃校北条施計画について「この間、県立高校をめぐっての議論が繰り返されてきた。反対の声をますます高めている」「いま無理な理を押しつけて取り返すめつみな結果を生む」と

と、広く県民の理解を得られざるも、県政運営の基盤を求めました。吉田知事は「反対の声を関知しているが、計画の推進が必須」と述べ、賛成がなされる見込みはないと述べました。

今井議員はこのほか、10月から予定されている消費税増税について中止を求めると、五條市に計画している大規模広域防災施設に2000以上の清走路を建設する計画の位置し、河内郡、豊後郡の過労死問題、清走路建設費、奈良公園バスターミナルなどについて取り上げました。

待機児童解消 保育士確保

小林照代議員が一般質問



一般質問
小林照代議員

2019年6月26日

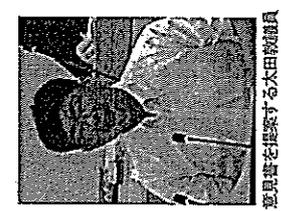
小林照代議員が一般質問をした。2015年から子ども子育て支援法制度が発足したものの待機児童が増大している問題を抱え、県への取り組みをめぐり、根本적으로、女性議員は、待機児童198人のうち、女性が158人と説明。要因は保育士の確保と増加や保育士不足であり、保育士確保に際して施設整備や保育士確保が重要と、市町村を支援する考えを示しました。また、西河内地区の女子職人科

が9月から分科中止となり、総合型女子大学の専攻へ統合された問題をめぐり、「地域で医療が受けられない問題が各地で広がらなければ、地域医療の確保はとらえられない」と述べ、担当者は「県民の医療を確保できよう」と述べました。

小林議員はこのほか、県有施設の問題や無料低額診療事業などについて取り上げました。

性犯罪法の見直しを 上全会一致で意見書採択

日本共産党が提案した「性犯罪に関する刑事規定の見直しを求める意見書」を全会一致で採択。議案最終日、本田議員が提案趣意説明をおこなった。



意見書を提案する本田議員

意見書は、脅迫や不利を害するなどの行為や、現在は条項などで規制されている強迫行為などを、刑法に位置づけることを求める内容となっています。

議案は、総額256億円という大型の「奈良県令和元年度6月補正予算案」には、「大規模広域防災拠点の整備」2500万円（債務負担行為7000万円）、「関西国際空港・リニア中央新幹線接続路線の調査・検討」2500万円が計上されました。知事が抱いた「夢」(2018年12月26日、「知事定例記者会見」)を具体化したものです。

県の説明では「南海トラフ巨大地震等に備えた大規模広域防災拠点(2000以薄走路付)を五條市内に整備する構想を策定する」としてあり、また、リニア中央新幹線接続路線は「奈良市付近駅」から五條市を通り「関西国際空港」に結び、リニア新支線に関する調査・検討事業とされています。

日本共産党議員団は、同補正予算案は不要不急の大型公共事業をすすめることが前提となっており、県民の理解が得られないものとの意見を述べ、反対しました。

議員団は「2000以上の清走路が必要なのでしょうか？」

知事は、「リニアが来たら、その土が760万立方メートル出るので、(この土を使って)五條の大規模広域防災拠点をつくる」「南海トラフ地震があると大規模な清走路があったほうがいいというの」(取日本大震災のとき)「山形県産の例で学んだところだ」と言い、また、本会議員の質問に答えて「紀伊半島全体の防災支援拠点としての機能を担うため、自衛隊の輸送機の確保ができる清走路を有する大規模広域防災拠点を整備したい」とも発言しました。

また、総務委員会委員の山村幸穂議員の質問に答えて知事公

奈良公園内への高層ホテル建設 近隣住民の声を受け止めよ

奈良公園内の高層建設計画地へのホテル建設工事をめぐり、近隣住民から「大規模建物が頻りに押し寄せ、自然環境を壊す」として、「10年以上守られてきた自然環境が1週間で破壊され無残な姿に」との声があがっています。

本田議員が建設委員会に「意見を述べたい」として質問。奈良公園委員長は「一部住民から苦情が寄せられたので工事業者に改善を求めた」と述べました。

この問題を通じて、近隣住民が関係許可の取り直しを求め、奈良市建設委員会に審査請求しており、奈良地裁にも提訴され、現在、審理が続いています。

知事は「県は、自衛隊駐屯地を(今も)誘致する立場。県が整備をするものではないので、その意味合いで広域防災拠点を先行して進めている」と答弁。また、小林議員も建設委員会、防災対策特別委員会で、ヘリポート建設と説明していたことについて述べたが、県は「ヘリポート」だけではなくて、自衛隊の輸送機も整備できる2000以上の清走路はぜひ必要だ」と答弁。自衛隊機の利用や、陸上自衛隊駐屯地誘致との関係を示唆しています。

小林議員は「①誘致のため、五條市から草太女舎まで行くには、陸路・航空機がかり遠い上に、その陸路も地震の被害をうけているかもしれないと指摘。②五條市を中心とした1000m以内の中郡国際、関西国際、大阪国際の3つの拠点空港と神戸、高松日浜の地方管理空港、八尾空港の6つの空港が集中している。なぜ、奈良県に空港(空港)が必要なのか。③今後、警備施設などは警備施設が必要となり、もっと巨額のお金が必要になる。④南海トラフ地震に備えて整備をすすめている「アスカビル」が完成していない現状を踏まえ、巨大地震の発生は高い確率で必ずあるなか、2000以薄走路やリニア新支線計画、さらには自衛隊駐屯地誘致などを付け加えて、急がれど広域防災拠点の整備をどんどん進めている県の姿勢を強く指摘。「アスカビル」上層部完成後、老朽化した消防学校の移転計画を含む広域防災拠点施設の整備をすすめてほしい」と主張しました。

広域防災拠点の整備は、先送りすることなくすすんで進めよ！

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2019年9月6日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2019年9月号 (34400 枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (31400 枚) とポスティング、街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月定例県議会の代表質問の中身を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。意見を聴取。 ・ 6月定例県議会に提案された補正予算は、予算議会に提案された予算案が「骨格予算」とされながら5000億円を超える大型であったことに加えて、追加予算であるのに256億円と大型補正であるとともに、その原因と言える開発優先で「箱もの」建設促進予算となっていることを指摘。不要不急の事業を見直すよう提案。県民の暮らし応援、福祉増進の予算にするよう提案した。奈良県の事業で、関係県民の意見を聴取せずに事業をすすめる手法が横行していることから、具体的な事例を示した。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	174960 円	162000 円 (34400 枚) × 1.08 (消費税)	48
	新聞折込代	奈良産経企画	93258 円	@2.75 円 × 31400 枚 × 1.08 (消費税)	46
	※100%充当 合計 268218 円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2019年9月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

消費税率10%の中止を

10月からの「消費税率10%」に生活や商売の不安が高まっています。これまで税率引き上げは景気が上向きの時。家計消費も実質賃金も落ち込んでいるときに上げたら大変です。

今井 「所得の低い人に重い負担で福祉の財源にするのは最悪の税制。大企業の法人税を中小企業並みに課税して、所得税を累進課税すれば十分財源はできます。増税対策をする予定くらいなら中止すべき」と質問しました。

知事 「社会保障の財源に必要。消費税率引き上げに伴う地域経済の落ち込みが大きいよう、経済活性化を図っていく」と答弁。

県庁の働き方改革

5月17日、35歳の県庁職員の過労自殺が労災認定されました。

県庁は平成元年と比べて30年で126人が減。常勤職員は3602人から3017人と585人減。非常勤職員は309人から768人と459人増となっています。

今井 「平成元年〜16年と16年〜30年を比べると常勤職員の削減は3.5倍、非常勤の増加は3倍に加速しています。嘱託、日々雇用、臨時的任用職員など様々な雇用形態に。過労死防止法の制定に尽力された故森岡孝二氏はこれを『雇用身分社会』と表現された。

元職員は実際のタイムカードと県が認めた残業との差が53時間あった。タイムカードが個人で把握できるシステムになって超過勤務の実態はどうか」と質問。

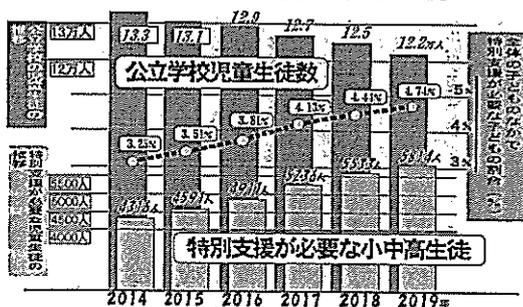
知事 「現職の職員が若くしてお亡くなりになったことは非常に残念。ご遺族にお悔やみを申し上げたい。超過勤務の実態は在庁時間、手当時間等時間いずれも減少。ワークライフバランス推進労使宣言に基づき1か月あたり30時間1年あたり300時間の上限を徹底したところ。組織として積極的に取り組んでいきたい」と答えました。

発達障がい児支援について 増える特別支援が必要な子ども

今井 奈良県では特別支援が必要な小中高生徒の数が公立学校の全児童生徒数と比べて2014年から2019年の5年間で1.4%も増えています。

「少子化の中で発達障がいの子どもの急増。発達障がい者支援法ができて早期発見と支援就労支援センター設置などが盛り込まれましたが、現状は、リハビリテーションセンターはいつもいっぱい、医師や専門家が不足して一人ひとりの子どもに寄り添えていない、発達の遅れがわかってても行政から何も教えてもらえない、母親同士のコミュニケーションで情報を必死で集める、母親がうつなどの病気だったら孤立して情報も入らず虐待のリスクにもなりかねないなど、深刻な課題があふれている。どんな状況で生まれてきてもすべての子どもが健やかに育つように身近

増える特別支援が必要な子どもたち



代表質問で今井議員が示したパネル

「ネット用の木質ドームが体育館に使えないか」 知事の一言で、使えない施設 が作られようとしています

奈良高校の体育館

今井「子どものことを一番に考えてほしい」

奈良高校の校舎が耐震不足のため、現在、3年生は奈良校舎、1、2年が城内校舎(大和郡山南市)で学習していますが2学期にはプレハブができて全員奈良校舎に戻ります。

ところが今、学校行事やクラブ活動に使用していた耐震不足が指摘される体育館は補強工事をするのではなく、使用後は解体できる木質のドーム型体育館が取組まれる方向です。広さは現在の3分の2程度の大きさで全校生徒が入ることができません。部活動も制限され、これまで体育館を使っていた、バレーボール部、バスケット部、バドミントン部などの部長からは今の体育館の耐震補強を望む要望が出ています。部活動もその日によって場所が頻々大変です。



生徒や保護者から出されている訴えを県教委に伝え、体育館の耐震補強を求めました

日本共産党県議団も屋内体育館は、教育施設として必要のものであり、スポーツ施設でもあり、全校生徒が集まれる場所。舞台などもあって利用できるものにするべきで、木製の仮設体育館ではなく、現在の体育館の耐震化を行うべきと要望書を県教育委員会に提出(写真)しました。

な場所で相談できるようにするべき」と質問。

西川福祉医療部長 「発達障害については切れ目のない支援が重要。県発達障がい者支援センター『でいあー』に委託し、4月からすべての市町村窓口相談窓口が設置された。『でいあー』は市町村に対して専門的助言や広域調整を進めている。相談に携わる職員の専門研修などスキルアップを図っていきたい。

今井 「なぜ奈良で発達障がい児が多いのかを研究してほしい。もっと系統的に行政としてもつかんでほしい」と要望しました。

令和元年と2019年 元号・西暦の使用はわかりやすく伝えるよう各部署が判断

今井 「5月1日から令和元年になった。県では行政文書に元号を使っているが経過を見ると計算が複雑。赤旗新聞も2017年4月1日から読者の便宜を図って西暦に元号併記を行った。わかりやすくするために元号と、西暦を併用記載すべきではないか。

末光総務部長 「行政文書は県の意思を伝える手段。外国が相手になる場合や長期計画統計など各部署で判断してわかりやすさに留意して円滑に進めたい。

ご要望をお寄せください

9月県議会では予算委員会に入ります

9月11日に開会する9月定例奈良県議会では、予算審査特別委員会に入ります。県政へのご意見、暮らしのご要望、何でもお寄せください。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年月日	2019年12月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2019年11月 (NO. 108) (131600枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (119000枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12600枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している(すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・消費税10%への増税など県民生活、地域経済に重大な打撃をあたえているなか、県財政を県民の暮らしによりそったものに転換するよう提起。大型ハコモノなど不要不急の事業に大金を投入する県予算の在り方に意見を述べた。 ・厚生労働省が病床数削減のために県内5つの公的公立病院の再編・統合について問題提起をしたことに、地域に貢献している5病院を守れと提案。 ・請願者による請願の趣旨説明ができるよう議会の改革を提案。一定の条件のもとではあるが請願者による請願趣旨説明ができるように改善の方向が確認されたことを知らせた。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	89993円	2.75円×119000枚×1.10(消費税)×1/4	81
	印刷代	関西共同印刷所	74800円	272000円(131600枚)×1.10(消費税)×1/4	87
		合計 164793円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2019年11月号 (No.108)				

注 発行した広報紙を添付してください。

消費税10%増税は暮らしと地域経済に大打撃

今こそ農家の暮らしを助けた県政運営を

10月から消費税が10%に引き上げられました。お暮らしはさらにかたくなるか。非同途情状が抑えられれば、日本経済の先行きについて「不安」「ある程度不安」を感じているとの調査は計70.9%。また増税に伴い導入された「軽減税率」制度は複雑なものであり、82.4%で、農家の暮らしや経済に大きな打撃となっています。日本共産党議員団は「今こそ農家の暮らしを優先した県政運営を」



山内幸徳議員

を9月議会に議決しました。議案の採決にあたり山内幸徳議員が討論に立ち、提出された3議案のうち一般会計補正予算と「食と農の魅力創造国際

本学校」の取組を「ベルジエ構想」を策定することについて「同構想が赤字経営で同校も財政的に苦しいことから認められない」と指摘し反対。また、福原孝平研究員が教育委員会から知事兼局長に移す議案や、聖徳文化財を破壊

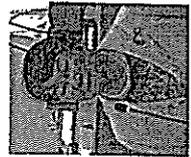
しかねない平成東京への転移を合意と判断し賛成に反対しました。また、本田議員は昨年度決算認定について「税収は農家のために使われてこそ意味がある」とし、奈良公園バスターミナルについて「見直しが必要」と指摘。また、奈良県国庫事務所が奈良県に0.01万円と大きい事業の見直し案として、反対しました。その他の議案には賛成しました。

知事による奈良県政への関与 混乱招いた責任を問う

小林照代議員が代表質問

小林とるよ議員が代表質問に立ちました。奈良県庁舎

の増築を巡り、荒井知事が「改修より移転の方針決定」を断言し、奈良市と奈良市議会が混乱したことに「地方自治法に抵触する趣意ではないか」と疑問。荒井知



小林照代議員

事は「賛成を出しただけで関与ではない」「地方自治法に抵触しない」と述べ、賛成を撤回しました。小林議員は、奈良市に混乱を招いたことへの反省がないことは残念と非難しました。

児童虐待防止 専門性確保へ支援を

また、小林議員は子どもの虐待防止に向けた体制強化について「児童福祉司1人あたりの相関係数が、国の目標とする0.4を下回らないよう人員増を」「必要専任性を確保できるような研修の充実を」と求めました。子ども福祉局長は「人員確保に努め、研修を充実する」と答えました。

「いつもカラカラ」を引き起こす

今春、県庁のとなりにおこなった「奈良公園バスターミナル」。奈良公園や県庁を訪れる人たちが自由に利用できる駐車場(265台)を撤去し、台数削減して建設されました。バス・タクシーとホテル・飲食店がらなる複合施設ですが、「いつもカラカラ」と不満です。5、6月の利用は約1千台で、当初見込んだ1万5千台の半数にも届いていないと報道されました。

さらに、「奈良公園内の整備解消」を目的に建設されたにもかかわらず、新たな渋滞を引き起こしています。

日本共産党は予算委員会と今井議員、決算委員会と大田議員が追及しました。

荒井知事は施設の利用方法について一部改善をする方針を決めましたが、一方で「観光バスが民間駐車場に流入しているのが問題」「木立だけが来るとは来なくていい」などと述べたことが波紋を呼んでいます。

利用しにくく、観光客のニーズに合わず 施設のあり方の再検討を

このバスターミナルの乗降スペースはわずか20台で完全予約制。一般の乗用車は利用できません。西方面からしか入場できないため、他方面から来るバス

は渋滞する他の道路へ迂回させられます。乗客を降ろしたバスは往復1時間以上かかる駐車場に誘導されるため、観光バスの運転手からは「遅く休職期間が確保できない」と不満です。

併設された300人定員のレクチャールームや飲食店、展示場なども利用が



「45億円の人だ使い」と批判を受ける 奈良公園バスターミナル

すんでいません。日本共産党は計画された当初から「新たな渋滞を発生させる」「民間駐車場や奈良市ともよく

連携し渋滞解消を考へべき」と指摘してきましたが、県は「時代の最先端の渋滞解消策」と説明し、県議会も日本共産党以外ほとんど批判せず強行しました。

予測通りの展開となった今回の事態。今からでも反省し、施設のあり方について再検討すべきです。

「利用してよかった」と感じる改善を

今井光宇議員が予算委員会と登大路バスターミナルの運営についていただきました。

最近頻発している集中豪雨との関係で、バスターミナル周辺の道路が一部草木したこと、タクシーミナルの洪水調整について、春日本社や興隆寺の駐車場を使用停止にしてタクシーミナルの使用をうながすことについて、○予約システムの改定について、○上三橋のバスプールが乗務員さんから不評であることについて質問。バスターミナルが「使用して良かった」と感じ、「また来たい」と思えるものにして、利用した人が奈良の観光を全面に広げる役割を果たしていただけるような改善をすべきだと求めました。

これにたいして県は上三橋の休憩所は撤去すると回答。洪水調整は地下に設置した調整池で対応している。また、料金設定や予約システム、バスの交通管理などは引きつづき関係者と協議、検討を深めると答えました。

日本共産党奈良県議会だより NO.108 2019年11月

日本共産党奈良県議会議員団
 会長 山内幸徳
 副会長 今井光宇
 幹事 小林とるよ
 副幹事 大田あつし
 会計 小川正徳
 庶務 小川正徳

〒830-0901 奈良市東大寺2-2-10 奈良県議会4F
 TEL 074-22715231 FAX 074-2271462
 Eメール naraker-lep@forest.ocn.ne.jp

地域医療を確立、公立・公的病院の再編統合押しつげやめよ 厚生労働省の目指す「再検証」は撤回を

奈良の医療守り続

厚生労働省は9月26日 探検を断念するとともに公立病院など全国424の病院について再編や統合が必要として「再検証」を行い、発表を公表した。

県内では病院（済生会奈良病院、済生会中和病院、済生会御所野病院、済生会総合リハビリテーション、済生会済生会奈良病院）があげられています。厚生労働省が424の病院を再編したのは、再編の案をもつ病院があるものの概



奈良県が地域で果たしている役割や強みについて懇話。2019.11.8
な医療活動などについて懇話。2019.11.8
田の「ヒサカゲ」を訪問。懇話を聞かせ
ていただきました。2019.8.22



械的再編によるもの。

日本共産党奈良県は「地域医療を崩壊させ、再検証」に強く抗議し「撤回を求める」とする申し入れを真

に對して行きます。それぞれの病院が持つ歴史的な役割や機能が今も感じられており、関係削減がもたらす再編の押しつげをやめよう求めるべく、再検証の名前があつた病院訪問なども含む、聞き取りや懇話「再検証」を

自衛隊員の適格者名簿提出状況 若者を戦場に送るに加担すべしは容れません

自衛隊員の適格者名簿提出問題 県中野村の対応は

全国で自衛隊員募集活動のため、適格者名簿提出を行っている問題で、奈良県平和委員会が調査したところ、県39すべての市町村が住民基本台帳の閲覧または住民の提供という形をとり、たとえ明らかでない限り（公表の趣旨）。

また、奈良県は市町村の代表を兼ねた前会合自衛隊関係者を招き説

奈良県平和委員会へ
自衛隊員適格者名簿提出状況

◆閲覧拒否：なし
◆閲覧のみ：三郷町・安堵町・川西町・田原町・吉野町・葛城町・川上村・野迫川村・下北山村

◆適格者名簿提出：奈良市・大和郡高市・橿原市・桜井市・宇陀市・三宅町・高取町・平群町・三宅町・高取町・明日香村・天川村・東吉野町・上北山村・十津川村

◆郵便局で提供：天理市・大和郡山田市・香芝市・葛城市・五條市・上牧町・河合町・王寺町・広陵町・山添村・黒滝村

すめています。

明をききという会議を開いていることも明らかになりました。日本共産党奈良県は個人情報提供の態勢から、このような取り扱いは許すべしと申し入れました。

自衛隊員募集活動の新所長
2カ月で1日の出動
1週間が果たせるのが疑問
元在米自衛隊員が8月

自衛隊員募集活動の新所長に就任しました。ところが就任後、自衛隊員募集活動が1日たったことが判明。

今井委員長は奈良県議会へ「募集活動は1日3万4000円を超えたいと希望されているが、どんな条件で開いているのか」と質問しました。

知事は「募集活動は1日3万4000円を超えたいと希望されているが、どんな条件で開いているのか」と質問しました。これに日本を代表する新所長としての役割が果たせるのか疑問です。

読者による請願の趣旨説明 実施へ一歩前進

県立高校に関する請願 一趣旨説明も認めず 不採択の暴挙

9月定例県議会には、県立高校に関する請願4本が提出されました。請願は、県立奈良寛政体育館の耐震化を求めるものや、普通科定数の大幅削減の見直しを求めるもの、関係者の意見を反映させることなどを求める、生徒や保護者の切実な思いを反映した内容です。

請願は全て文書で申し立てられ、（今井委員長）に付託されました。今井委員長は委員長として、議会の運営方針を定めた「会議規則」に基づき、請願代表者と趣旨説明を求めるべく委員

意見が出され、今この委員が認めさせない。全国に目をやると、請願者が請願の趣旨説明を拒否している議事があります。

請願者が付託された委員会に趣旨説明をおこなうことは、開かれた議会とするために大切なこと。奈良県議会会議規則では「委員の承認があれば請願者の趣旨説明を認めるとができる」となっています。今回、請願者代表が趣旨説明をするべく準備をしましたが、委員に話したところ、今井委員長以外の委員の反対により、実現しませんでした。

結局、請願の紹介議員である山村雅雄議員が趣旨説明。質疑はほとんどなく、今井委員長を除く委員が不採択としました。10月7日の本会議で請願採択を求める討論にたった山村議員は、生徒代表から賛同書が提出されていることや、請願採択をめぐって混乱が起きていることなどを示し、「関係者の声にもっと

耳を傾けるべき」と請願の採択を求めました。採決の結果、日本共産党の4議員と日本維新の会の2議員が賛成したものの、反対多数で不採択となりました。請願者による趣旨説明も認めず不採択という県議会の暴挙に、関係者からは怒りの声があがっています。

後日、日本共産党は各会派の代表が協議する各派代表者会議で「時間を限つても、請願者に趣旨説明を求めるべき」と議案運営の改革を申し入れました。議論の結果、請願の請願者による趣旨説明は「委員会に諮って求める」から「議会運営委員会に申し入れて求める」、「紹介議員の説明では補えない場合、分限の制限付きで認める」に変更されました。

30年数回おこなわれず、「昭和」の時代に行われたことがあるという請願者による請願の趣旨説明が、今後、奈良県議会でも実現するかもしれません。重要なルールを置しになりました。引き続き、県民の声が強く議会をめぐって奮闘する決意です。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年月日	2019年12月10日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより 2019年11月号 (34400枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (31400枚) とポスティング、街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月定例県議会の予算委員会での討論の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。意見を聴取する。 ・ 9月定例県議会で議論が行われた県立高校再編計画について本会議質問、委員会質問でとりあげ、提案を含む論戦を積極的におこなったところ、詳細に報告した。県民が出した請願についての趣旨説明を請願者が委員会のできるよう準備をしたが、実現しなかったことから、開かれた議会となるよう改革を提案した。奈良高校仮設体育館はすべての生徒が一度に入ることができない「狭さ」であることから、不適と主張。現体育館の耐震改修の実施を提案した。いずれも、生徒や保護者、関係者の声を聞かないで県教育委員会が計画をすすめたことから生じている問題であることから、子どもの教育優先で事業をすすめるよう提起した。 ・ 学校給食のパンを県産小麦で調達するよう提案した。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	178200円	34400枚分	86
	新聞折込代	奈良産経企画	94985円	31400枚分	80
		※100%充当 合計 273185円			
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより 2019年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより

みっちゃんの宅配便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内 TEL0742(27)5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax0745(65)8725

メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp



消費税10%は暮らしにも経済にも大打撃 税金は県民のために使うべき

巨費を投じる大型プロジェクト推進は見直すべき
9月県議会では一般会計補正予算をはじめ2018年度決算などが上程されました。
小林照代議員が代表質問、今井光子県議は予算審査特別委員会に入り22項目にわたり議論。太田敏議員が決算委員会に入り、議論を行いました。山村幸徳議員が討論をおこないました。
10月から消費税が10%に引き上げられました。日本経済の先行きにも、県民の暮らしにも大打撃。不安の雨がふられています。「今こそ県民の暮らし最優先の県政運営を」と9月議会に臨みまし21議案のうち一般会計補正予算と「食と農の活力創造国際大卒校」の奨励オーバーンソール指定管理事業について「同事

業が赤字続きで同校も定数割れが続いていることから認められない」と指摘し反対。また、国原考古学研究所を教育委員会から知事部局に移管する議案や、埋蔵文化財を破壊しかねない平城京トネル構想を含む道路計画案に反対しました。
また、2018年度の決算認定について「税金は県民のために使われてこそ意味がある」とし、奈良公園バスターミナルが「見通しが甘かった」と意見が出ている」と指摘。仮称奈良県国際芸術文化村整備事業は「建設費だけで99億5000万円と大きいのが事業の見直しは不透明」とし、反対しました。高校再編の問題で、県民から4つの請願が提出されましたが、日本共産党と維新の議員が採択を求めましたが、反対多数で否決されました。

予算委員会

奈良県の高校再編計画は子どもの教育最優先で

～奈良高校仮設体育館＝イベント用木質ドームでは屋内体育館の代替施設にはなりません～

今井光子議員 今ある体育館の耐震補強を主張



に変更。紹介議員の説明では補えない場合5分間の制限付きで認める」ことに変更されました。一步ではありますが、大きな前進です。

2. 高校問題4請願を不採択 ～日本共産党と維新（一部）が賛成～

今井議員が委員長をつとめる文教くらし委員会では委員長には議決権がなく、全委員の反対で不採択。本会議でも反対多数で否決されました。

※1) 高校問題請願4件

- 請願1 「奈良高校屋内運動場の耐久化を求める請願」
 - 請願2 「奈良市所在の県立高校7校の普通科定員の確保を求める請願」
 - 請願3 「平城高校の存続を求める請願」
 - 請願4 「高校再編の当事者の合意を求める請願」
- 本会議では日本共産党の山村、太田、小林（印）、今井の4議員が4請願に賛成。請願1、3は維新の中川議員が賛成。請願2と4には維新の中川、左藤、小林（印）議員が賛成しましたが、反対多数で否決になりました。

(裏面につづく)

1. 請願者による趣旨説明 ルールの見直しで「開かれた議会」へ一歩前進

文教くらし委員会に、高校問題の請願4件(※1)が上程されました。

奈良県議会規則には「委員の承認があれば請願者の趣旨説明を認めることができる」となっています。

今回、請願者の代表が請願の趣旨説明をするべく準備をしましたが、今井委員長以外の委員が全員反対。実現しませんでした。紹介議員である山村幸徳議員が請願の趣旨を説明しました。

請願の趣旨説明を請願者がおこなうことは奈良県議会では、37年前にあったきりでも、平成になって1度もありません。後日、日本共産党奈良県議員団は各派代表者会議で「開かれた議会にすべき」と問題提起を行いました。

その結果、ルールの見直しをおこない、請願の請願者による趣旨説明は「議会運営委員会に申し入れて決める」

おまけ

今年のはじめ、奈良県議会に「開かれた議会」を実現させるためのルール見直しが行われました。これは、県民の暮らしや教育に関わる重要な問題について、議員だけでなく、市民や関係者からも意見を述べ、話し合うという取り組みです。

今回の高校問題4請願は、このルール見直しによって初めて委員会に上ることができました。これは、県議会が「開かれた議会」へと一歩前進したことを示しています。

今後も、県民の暮らしや教育に関わる重要な問題について、議員だけでなく、市民や関係者からも意見を述べ、話し合う取り組みを続けていきます。

奈良高校の耐震不足の体育館問題 (前の面から続く)

条件を比較してみると・・・

現在、屋内体育館なし

部活三楽道場と旧城内高校(大和郡山市)体育館などを週3回シャトルバス、近隣の体育館も、行事はほかの施設

既存体育館の「耐震補強」

IS値0.3未満は使用禁止、令和4年平城高校に移転、全員が入れる。耐震補強に必要なのは1.8億円、工期来年5月ごろ

木質の仮設体育館設置

従来の3分の2の広さ、建設予定は運動場=狭い画がさらに狭く、2億円、工期年内、10年間使える。引き継いでの使途は決まっていない。設計不明(2回)＝県が委託している早稲田大学の教授が代表する設計会社に委託。設け工事＝4社とも辞退、再入札。工期のさらなる短縮

3 初めから「木質体育館ありき」だったのでは？

予算委員会では奈良高校仮設体育館問題を取り上げました。昨年まで使用していた奈良高校の屋内体育館はIS値0.3未満のため昨年末で使用が停止。その代替えとして仮設の木質体育館設置が進んでいます。部活は城内高校にシャトルバスを週3回利用。近隣の体育館を借りるなどしています。授業や部活、式典など様々な影響が出ています。

県が進める仮設の木質体育館は、広さはこれまでの3分の2以下、狭く全校生徒が入れないものです。設置予定のグラウンドにはすでに仮設校舎が立っていて、グラウンドはさらに狭くなります。

全員が入れないという木質体育館。開示された「知事からの指示」とのメールで追及。担当課長は「自分が思い込んで知事の名前を使った」と驚くべき答弁がありました。さらに、奈良高校に話が行く前からすでに県が研究委託していた早稲田大学の教授の会社が設計していたことを委員会で追及。誰も答弁できませんでした。

4 「耐震補強」こそ、生徒も育友会、学校も願っていた

県立奈良高校の耐震化における奈良の木を使った木質の仮設体育館については、育友会からも学校からも「屋内運動場の耐震補強」を求め、「仮設建築物が規模機能において本校屋内運動場の代替え施設となりうるか、運動場の一部をつぶして建設に値するのかが疑義があがっている」「確認しがたいとの声が上がっている」と見直しを要望されていました。今年の7月には生徒からも切実な願いが届けられました。

教育委員会ではこのような声も反映されないうまま県立高校再編計画どおり、3年後に平城高校に移転する奈良高校に仮設なら認めるが耐震不足の体育館は閉鎖するとの決定通り実行されようとしています。仮設のほうが工期が短い」と強調するあまり、工事請負業者が下請けが集まらないことを理由に辞退し大遅れに遅れる見込みです。

さらに費用面では耐震補強が1.8億円、仮設が2億円となっています。

すが、10年間で比較すると「仮設」のほうがコストが安いという説明をしますが、仮設体育館の3年以後の使用方法も決まっておらず、納得できるものではありません。

木質体育館の建設ではなく、生徒や保護者が求めている既存体育館の耐震化を行うべきです。

予算審査特別委員会

今井光子議員が取り上げた質問

○自衛官の募集について

今井 自衛隊法に基づいて県内すべての市町村が、自衛隊員募集適格者名簿(18歳と22歳)を、本人や家族の同意なく提供している。奈良県が市町村の担当者をつめて自衛隊が隊員募集事務についての説明をする会議を開催しているが、「住民基本台帳の管理権限はあくまで市町村にあつて、事務を促すような会議を県がおこなうべきではないし、若者を戦場に送りたくはないので、名簿の提供をやめるよう県が役割を果たすべき。」

県 自衛隊への名簿提供の判断はあくまで市町村にある。

▼奈良県平和委員会が名簿提供の事務をやめるよう県知事に要望。今井光子議員(左はし)が伺いました。



○奈良公園バスターミナルの運営について

今井 4.5億円もかけて作ったバスターミナルはガラガラで問題になっている。バスが待機する県の駐車場には仮設トイレしかない。休憩場所もない。その改善をすべき。予約制ではなく、いつでも利用できるように、利用料を無料にするなど使いやすいものにするべき。

バスターミナルを利用したバスの乗務員が「利用して良かった」と思い、「また来ようね」となる施設やサービスでないといふドライバーにはならない。すぐに改善すべきです。

県 トイレや休憩場所は今後検討を深めていきたい。

○橿原考古学研究所 青柳所長の就任について

今井 日本の考古学を牽引してきた第一級の先生が所長として築き上げてきたものを、さらに発展させていただきたい。

新たに就任した橿原考古学研究所長(元文化庁長官)の出動は就任日1日出動だけ、給料は個人情報で開示できないとのこと。知事が付属機関の委員及び特別職の給与に関する規則に基づいて任命権者が予算の範囲内で知事と協議して定める額とするとしています。

その他には、次の問題についても取り上げ、県の認識と対策をたずねました。

- 核兵器廃絶について
- 「生活保護のしおりの改善について」
- LGBTへの理解促進の取り組みとパートナーシップ制度について
- ONAFIC実践オーベルジュ様の指定管理について
- 奈良高校の仮設体育館について(別項記事を参照)

輸入小麦から発がん性残留農薬グリホサート検出

学校給食のパンの小麦が奈良県で調達できないか

今井 アメリカやカナダでは収穫作業の効率を上げるため収穫前に除草剤を散布しており農水省の調査でもアメリカとカナダ産の小麦の9.0%以上からグリホサートが低量限界の0.02ppmを超えて検出されています。これは発がん性だけでなく、自閉症や発達障害を生産系への影響も報告されています。

奈良県では県産小麦が1.0%、カナダ産5.0%残りはアメリカのものを利用してそれぞれをミックスで使っています。米粉パンは10.0%米粉かと思いましたが、こちらも米粉が5.2%、あとはミックス粉を利用しています。

県産小麦調達は1.0%のみ

農水省の調査でもアメリカとカナダ産の小麦の9.0%以上からグリホサートが低量限界の0.02ppmを超えて検出されています。これは発がん性だけでなく、自閉症や発達障害を生産系への影響も報告されています。

学校給食の小麦を100%奈良県産でできるようにするには338トンの小麦が必要。耕作放棄地を使うなどで、農・福祉連携で100%奈良県産小麦で子ども達が食べる学校給食のパンを作るようにできないかと思うかどうか。

農業水産振興課長 1.59ヘクタールの作付けが必要、あと4.9ヘクタール。食の観点から重要と考案農業研究センターで奈良県に向けた小麦の研究を行っている。福祉施設など希望があれば作付指導や交付金など支援したい。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年2月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年1月 (NO. 109) (131200 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (118800 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・ 県民から寄せられた要求の実現を求めて、新年度予算編成にあたり「予算要望書」にまとめ、知事に提出。内容を紹介し、意見を求めた。 ・ 県民の内心の自由に踏み込む「政治意識調査」について、憲法に反するもので、自治体の中立性にも反しており、県がおこなうべき事業ではないことを指摘し、すべての事業の中止を求めたことを紹介し、意見を求めた。 ・ 12月県議会の議案に対する各会派、議員の論戦と態度を示した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	89842 円	118800 枚分×1/4	103
	印刷代	関西共同印刷所	74250 円	131200 枚分×1/4	105
	合計 164092 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年1月号 (No.109)				

注 発行した広報紙を添付してください。

県民の内心の自由に踏み込む 「政治意識調査」は中止を

促すハガキが届いたことから「回答者が特定されているのか」との問い合わせもありました。

首長の好感度、デモ参加の有無など問う内容

奈良県が実施した「政治意識調査」に批判の声が寄せられています。

この調査は県民2000人を抽出し郵送で返信を求めますが、その質問項目が各種選挙の投票先やその理由、首相・知事・居住地の市町村長の好感度、デモ集会参加や請願署名の経験の有無などに及んでおり、「答えたくない」「いったい何の分析に使用するのか」との声があがっています。

また、回答を保留していると返信を催

批判を受けて一部見直しも

山村幸徳議員は代表質問で「県民の理想や内心の自由に踏み込む内容で、行政の中立性に反し、これを県行政が実施することは認められない」と知事の考えをただしました。

荒井知事は「回答者の匿名性は保護した上でクロス集計し、投票意向以上に役立つ」「中止するつもりはなく、今後さらに市町村長や県議へのインタビューな

19年奈良県内における政治意識調査
ご協力のお礼

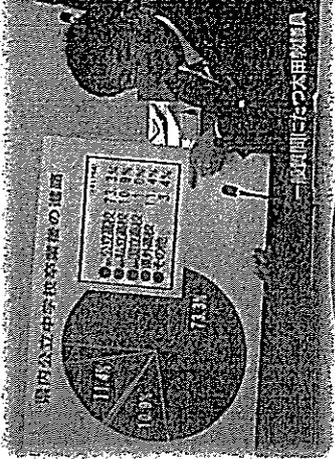
政治意識調査の結果

と2次調査を行う」と答弁しました。しかし、その後も報道が相次ぎ、県議会の最終日には「今後の執行中止を求めらる決議」が議員提案（決議案は18対23で否決）された。知事は後日の記者会見で今後行う2次調査の内容を一部変更する考えを示しました。

日本共産党県議団は引き続き、追及し

地域に欠かせない役割・公的病院の再編統合の押しつけやめよ

「太田 教員が一般質問



太田議員は質問で公立公的病院の再編統合について取り寄ました。

厚生労働省が全国424病院（県内3病院）をきめて再編・統合の検討とたことについて取り寄りました。県内でも動向が明らかになっていることを紹介し、「地域医療を支える医療機関の努力に

なすべき」「病院削減の急の統合再編の押しつけをやめよ」と求めると知事の考えを述べました。

荒井知事は「公的医療機関の多くは民間も含め医療機関の分化と再編に努め、全国の手厚い支援を要する」と述べたが、政府による統合再編の押しつけに民間病院も巻き込まれる危険な政策だとして、

日本共産党県議団は11月初旬に各府のあつた済生会中野病院と県総合リハビリテーションセンターを訪ね、懇談しました。県内3つの済生会病院は「無料低額診療を積極的に取り入れ、お金の多いにかかわらず、安心して医療を受けることが出来る取り組みを行っている」とこの説明を受け、県総合リハビリテーションセンターでは薄達に医療もこの手もたのぬきとして、

医療の時間を延ばして懸命な医療がおこなわれたいと述べた。

太田議員は、今回の国の公立・公的医療機関の縮小を迫る医療機関名公表は、地域の養育と住民の声を踏まえない、「病院敷」削減あり

と厳しく批判しました。

文化財の防火対策推進を

日本共産党提案の意見書を全会一致採択

日本共産党が提案した「文化財の防火対策の推進を求める意見書」が全会一致で採択されました。

意見書は10月31日に発生した兵庫県首尾病火災を受け、文化財の防火設備設置・更新や人材確保への支援を求める内容です。小林照代議員が本会議最終日に提案（左写真）しました。

意見書を提案する小林照代議員

意見書のまわりの合理的なものとして厳しく批判しました。

国保の基金積み増し「墨字分は県民の負担軽減に

厚生委員会 小林照代議員

小林照代議員は厚生委員会で、国保健康保険の墨字分を積み立てる「財政調整基金」について「市町村の負担軽減に活用すべき」と県の姿勢をたたきました。

照代議員は「基金は関係財政の安定が前提」と述べ、墨字分の積み立ては県民の負担軽減に活用すべきと県の姿勢をたたきました。

小林議員は改めて「墨字分の原資は県民の納付金であり、負担軽減に活用すべき」と意見を述べました。

グリホサートなど発がん性物質の子エックを

日米FTA締結に際して、輸入小要に含まれる発がん性物質「グリホサート」の基準が緩和されたことにより、学校給食への影響が懸念されています。新日本婦人の会が県教育委員会に対し、学校給食の安全確保を申し入れました。

奈良県では現在、グリホサートに由来する発がん性物質の検査項目を増やすとともに、パン食に使用される農薬の品質改良に取り組みしていますが、輸入小要との価格競争が激しく、ほとんどの生産者でいけません。か進んでいません。安全な食料は日本の大地から、の立場で懸念を大切にする政治へ七か尽くす決意です。



学校給食資料のチェックをしっかりと行わない、農産物の検査を厳格化する新日本婦人の会さん



学校給食資料のチェックをしっかりと行わない、農産物の検査を厳格化する新日本婦人の会さん

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年2月10日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2020年1月号 (34400枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (31400枚) とポスティング、街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	12月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例県議会の本会議、委員会での討論の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。また、議案に対する各会派、議員の主張と態度を示し、意見を聴取する。 ・12月定例県議会で議論が行われた「政治意識調査」について、思想調査であり、行政の中立性にも反するものであり県が実施すべきものではないことから、集約の中止、後調査を実施しないよう求めて論戦。詳しく知らせた。この問題では多くの会派が共同して同調査をやめるよう求める「決議」を議員提案したが、自民、公明の反対で否決されたことを知らせ、意見を聴取する。 ・県民から寄せられた要求を、新年度予算編成にあたり「予算要望書」としてまとめ、知事に要望。要望書の内容を周知した。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	178200円	34400枚分	106
	新聞折込代	奈良産経企画	94985円	31400枚分	104
	※100%充当 合計 273185円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2020年1月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

経済的理由の医療受診控えが増加しています 国保の滞納世帯16643世帯に 子どもに係る均等割保険料の軽減を

国民健康保険の県単位化で奈良県は6年かけて全県統一保険料に向けて進めています。試算によると3分の2の自治体で保険料が上がりま

す。高すぎて払いたくても払えない重い負担となっている保険料の滞納が16643世帯。経済的理由による医療機関への受診控えが増加しています。民医連(民主医療機関連合会)の調査では、10人に1人が経済的理由で受診回数を減らし、5人に1人が「症状が重くなってから受診する」と回答。(「奈良県国保アンケート2019」:奈良民医連)

なかでも、赤ちゃんにもかかる均等割は、子どもが増えるたびに負担が増え(奈良市=ひとり当たり33600円)、子育て支援にも逆行するものです。

代表質問では、県として、この子どもに係る均等割保険料の軽減を実施するよう求めました。

知事は国で実施すべきと、政府要望するとの答えにとどまりました。

小さくて
全生徒が一度に
入れないのに

入札不調の奈良高校仮設本造体育館 4000万円を増額して3度目の入札 なぜ、そこまでこだわるの?

奈良高校の体育館は県が提案して木質ドーム型のもは全校生徒が入れない狭いもので、学校や生徒保護者は現在の体育館の耐震化を願ってきました。

県は、不調に終わったこれまでの入札に続いて、3度目の入札の予算を上程。特殊な組み方になるため予算を4000万円増額するとしています。緊急性が必要な時になぜここまで本質にこだわるのか不明だと共産党は反対しました。

安全安心の学校給食実現を ~グリホサートが検査項目に追加され301項目に~

新婦人県本部 県産小麦のパン給食を求めて県民連帯

この間、学校給食のパンに使われている輸入小麦から、全国の調査で危険なグリホサートが検出されていた問題で奈良県の実態を調査。国産小麦の使用や奈良県で給食用の小麦の生産を求めてきました。

給食用の小麦についてはこれまで300種類の検査が行われていたのが11月の検査から、1項目「グリホサート」が増やされて、301種類になっていたことが判明しました。結果は基準値以下になっています。



新日本婦人の会奈良県本部の皆さんが学校給食食材の安全チェックの実態と県産小麦によるパン給食を求めて要望しました。

グリホサートは除草剤の1種で収穫前に大量に散布されたものが海外から輸入されてきています。これは子どもの発達にも影響を及ぼし発がん性もあり危険。各国では使用が禁止される中で日本だけは拡大されています。

脱原発議連で福井県を視察

~原発労働者の被爆手帳が原爆の被爆者手帳を上回る~

福井県の若狭湾には1.5基の原発が立地して、その電力は関西一円に送られています。40年を超えた老朽原発再稼働に向けてたくさんのトラックが行き来していました。



福井県議会の原爆連帯を訴える県議員さんらと議連 意見交換をしました。

今回、廃炉がきまった「もんじゅ」を視察。福井県議会では日本共産党の佐藤県議、無所属の細川県議、民主みらいの辻県議、野田県議、野田前県議ら、原発反対で頑張る皆さんと懇談、交流しました。

小浜市の明通寺では、断食で再稼働反対を訴えた中島哲河住職からお話をうかがいました。原発選流マネーで有名になった高浜町では7期にわたり反原発で頑張っている渡辺町議からお話をうかがいました。原発で働いてきた労働者の被爆手帳が広島・長崎の原爆投下による被爆者の手帳を上回っているとのこと。老朽化した原発の再稼働や危険な原発廃棄物の処理など課題が山積です。

事故が起されば、奈良県は100キロ圏内に入ります。奈良県でも、大きく世論と運動を広げて、再生可能エネルギーの転換を求めていきたいと思ひます。

老朽原発うごかすな!

福井県から関電本社(大阪府)まで「老朽原発うごかすな!」とリレーウォーキングする集いに、脱原発奈良県議会議員連盟から参加しました。



予算に反対討論

特別職の給与引き上げ、奈良高校体育館問題、県産農産物のイメージアップのための「東京白銀台レストラン」が赤字続きで効果が認められない契約を継続する補正予算に反対。

最終日、太田敦議員が反対討論にたちました。



反対討論にたち太田敦議員

文化財の防火対策推進を求める意見書

日本共産党が提案した「文化財の防火対策の推進を求める意見書」を全会一致で採択しました。

10月31日に沖縄県の首里城火災をうけ、文化財の防火設備の設置・更新や人材確保への支援を求めるものです。

政務活動日記簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2019年5月1日他				
表題	今井光子の奈良県議会報告「みっちゃんの宅配便」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会質問や県政調査活動など県議会報告、今井光子県会議員の諸活動を報告し、意見、要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% (理由：部分的に日本共産党の政策、後援会員の紹介及び同リンクを含むため、政務活動と個人的活動を区分して折半する)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会開催毎の議会報告「みっちゃんの宅配便=今井光子の県議会報告」と「日本共産党奈良県議会だより」各号を詳報するとともに、県政資料を提供し、意見を求める ・今井光子議員がおこなう要望、陳情や議会質問、今井光子の県議会報告「みっちゃんの宅配便」を紹介し、意見、要望を求める ・時々の県政分析、県政資料の収集の成果を知らせ、意見を求める 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	MYPC	378378 円	更新維持管理費 300000 円+HP 制作基本費 52200 円 +サーバー管理費 30000 円+消費税 30576 円 412776 円×11/12 (19.5月～20.3月分)	2
	※ 50%充当 合計 378378 円×50%=189189 円				
備考	ホームページアドレス： http://mituko-imai.jp/_userdata/sumaho/ 添付資料：ホームページ制作業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

今井光子様（以下「甲」という。）と MYPC（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書、画像にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール、口頭等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、口頭または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信

手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリーン等は一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 15 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第 16 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 17 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 18 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 19 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 20 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2019年5月 / 日

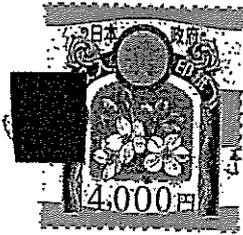
甲

今井光子



乙

赤松英夫



2019年度事務所状況報告書

会派・議員名 今井 光子

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県北葛城郡広陵町三吉261-1 アルモニーハイツ広陵105 電話 0745(55)8725 延べ床面積 58.00㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他(生活相談を含め住民の自由な出入り)
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 株式会社リード) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 58㎡(a) うち政務活動使用面積 29㎡(b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 29/58 → 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会員の後援会活動と折半)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用(1台分) 按分率 1/2 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	賃貸借契約書、自動車駐車場使用契約書(来客用)

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借契約書

貸主 株式会社リード (以下甲という) 借主 今井 光子 (以下乙という) との間に賃貸借契約を締結する。

第1条 (貸 室)

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名 称 アルモニー・ハイツ広陵
所 在 地 奈良県北葛城郡広陵町三吉 261-1
構 造 木造2×4造
賃貸借部分 1階部分 105号室



第2条 (使用目的)

乙は貸室を乙の(会議事務所・相談室)の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は平成30年6月8日から平成31年6月2日までの満一年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は六ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の六ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に1年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は六ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。
- (2) この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (3) 乙は前項の予告にかえて、各ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の貸室に対し、次のとおり定める。
月額金 45,000円也 (消費税別途必要)
- (2) 乙は毎月 1日までに翌月分を自動引き落としにて支払うものとする。但し、賃料が各ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不当となつたときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに応じるものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。
月額金 込み
(イ) 共用部分の光熱費

- (ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
- (ハ) 共用機械設備の運轉並びに維持管理費
- (ニ) 共用部分の保全費
- (ホ) 共用部分の保安警備費
- (ヘ) その他の必要経費

- (2) 乙の貸室内で使用した電気、ガス等の光熱給水費を負担するものとする。
- (3) 前項の賃料にかかわる規定は費用についても準用されるものとする。

第7条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。
- (ハ) 貸室内に夜間宿直その他の名目にて宿泊させる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他の近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 貸室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第8条 (修理工費の負担区分)

- (1) 建物の本体及び甲所有の諸造作の大修理は甲がこれを行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理(塗装を含む)は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第9条 (原状変更)

- (1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他諸造作、設備の増設、附加、除去等全て原状を變更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 貸室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、掲示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
- (3) 前項の承諾を得ないで上記に違反し、取り付けた場合、甲は乙の承諾なしに破壊しても乙は異議ないものとする。(借費用は乙の負担とする)

第11条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第12条 (免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他の第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改修等の工事による共用部分、付属施設

償又は使用禁止又は使用制限に起因するもの。

- (ホ) 甲が賃借人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷熱源、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第13条 (立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救急、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを確認し、適宜の措置を講じることができる。

非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第14条 (延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4分の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

第15条 (契約の消滅)

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条 (契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第7条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもししくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け取れは自ら申立てをしたとき、更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもって取崩し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げてこれを甲に明渡すものとする。なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。この場合において乙が通常なく原状回復の処理をとらなかったときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び滞費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (造作買取請求権)

乙は貸借の明渡しに際し、その事由名目の加何にかかわらず貸借、修繕費、修繕費、及び設備に
ついて支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、補償金等一切の請求は
しないこととする。甲は、貸借中に自己の費用をもって施設した修繕費、設備等の買取を
甲に請求することはできない。

第19条 (届出事項)

乙は下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るも
のとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (原簿の貸与)

- (1) 甲は貸借借金の原簿を乙に貸与する。
- (2) 乙は乙が得ない事由により同一の原簿につき2個以上の原簿を必要とするときは、書面
をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は事由の如何にかかわらず原簿を複製することができない。
- (4) 乙は原簿を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に経交換代を負担して、
甲に原簿の再交付を請求するものとする。
- (5) 乙は第3項の規定に反して複製した原簿又は紛失した原簿に基づき一切の損害につい
ては、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (動産担保の禁止)

乙は貸借借付内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動産を飼
育してはならない。

第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易
裁判所を管轄裁判所とする。

第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に異議を生じたときは、甲乙誠意をもつ
て協議し、その解決にあたるものとする。

第24条 (追加条項)

(1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起り他居に迷惑を及ぼ
したるときには、乙においては、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけ
ないこと。

(2) 乙は視察板及び建物内外部にかける社名表示版の文字入れに関しては、あらかじめ設計
書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これ
に要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承
諾するときは、その限りではない。

(3) 乙は、消防署の指導事項を受け、法令条列等遵守のこと。

(4) 産廃用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。

(5) 乙は本契約期間中、甲指定の店舗総合保険に加入の事。

(6) 自治会及び町内会に加入の事。

(7) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。

(8) 契約物件に対する通常小修繕は乙の負担とし、基礎構造上の修繕は甲の負担とする。

(9) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。

(10) 業変更の場合は甲の承諾を得る事。

(11) 貸主は貸借借付の管理を株式会社 山見住宅 (以下、山見住宅という。)に委託し
ており、賃料等(延滞損害金年 14.6%も含む)の支払いを山見住宅にすることを借主は承
諾した。また山見住宅が貸主に賃料等を代位弁済する場合は、借主は賃料等の遅延が
あれば山見住宅からの請求に応じることとする。また解約の連絡も所定の用紙で山見
住宅に文書で通知するものとする。

以上

振込口座

南都 銀行

口座番号

名 義 株式会社山見住宅 (カ) サンコウジュウタク

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について前記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を通を作成し、記名押印の上、各自その管理を保存する。

平成 30 年 5 月 22 日

〒635-0804
奈良県北葛城郡広陵町大寺沢870番地

貸與人(甲) 住所 氏名 株式会社リード
代表取締役 喜岡弘修



TEL 090-8758-2047

賃借人(乙) 住所 氏名 今井光子

TEL

連帯保証人 住所 氏名 TEL

連帯保証人 住所 氏名 TEL

仲介人 免許証番号 本店 取扱店
政令で定める使用人
宅地建物取引主任者
担当営業員

通知年月日 平成 年 月 日

所有者 殿
管理者 殿

賃借人 氏名 住所 電話 印

賃借人 は 年 月 日迄に明渡すことを通知し確実に履行することを確約致します。万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

解約問い合わせ先

株式会社 山晃住宅

(注) この通知書は、明渡し1ヶ月以前に提出して下さい。

1ヶ月に満たない通知書提出の場合は、約定に基づく賃料の支払いが必要となります。

※ 当社提携引越会社 ・アリスさんマークの引越社：0120-04-2626

・サカイ引越センター：0120-57-1141

・アート引越センター：0120-81-0123

止居住者 高岡店からの紹介でと言っていたためお値下げ価格でご利用いただけます。

家賃	有/無	無	家賃徴収日	月	日
水電	有(解約・異動)・無	無	立会日	月	日
家具	有(解約・異動)・無	無	AM/PM		
ANCOBBファイバ	有(「解約方法のご案内」受取	月	日)・無		
解約条件					
保証金	万円	家賃	万円	家賃	万円
敷金	万円	共益費	円	共益費	円
解約引	万円	駐車場	円	駐車場	円
解約理由					

締結 2.転勤 3.親と同居 4.持家(マンション)購入 5.家賃が高い 6.広い所へ移る
その他 ()

解約 〇家主 月 日 担当 〇台帳 〇立会いチェック表

〇立会い記録 〇駐車場決定表 〇駐車場清算書 〇台帳記入

管理 〇台帳Fax 〇解約通知Fax 〇台帳開始日 年 月

専任・ホームページ 〇台帳本部Fax 〇CP解約通知登録

交付	処理	確認	/
----	----	----	---

2019年度(5月以降分)雇用状況報告書

会派・議員名 今井 光子

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																								
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																								
③ 雇用期間	2019年5月1日～2020年3月31日																								
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																								
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																								
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1/1 い、その分を政務活動費として充当する(その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 (16日)</td> <td>73.0</td> <td>117.0</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td>6月 (15日)</td> <td>64.0</td> <td>96.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>7月 (19日)</td> <td>78.0</td> <td>116.5</td> <td>38.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (18日)</td> <td>65.0</td> <td>108.0</td> <td>43.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (17日)</td> <td>74.0</td> <td>114.5</td> <td>40.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合() → 按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	5月 (16日)	73.0	117.0	44.0	6月 (15日)	64.0	96.0	32.0	7月 (19日)	78.0	116.5	38.5	8月 (18日)	65.0	108.0	43.0	9月 (17日)	74.0	114.5	40.5
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																						
5月 (16日)	73.0	117.0	44.0																						
6月 (15日)	64.0	96.0	32.0																						
7月 (19日)	78.0	116.5	38.5																						
8月 (18日)	65.0	108.0	43.0																						
9月 (17日)	74.0	114.5	40.5																						
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																								
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																								
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																								

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2019年度 (5月以降分) 雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 今井 光子

① 用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2019年5月1日～2020年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (19日)</td> <td>74.0時間</td> <td>117.0時間</td> <td>43.0時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (16日)</td> <td>75.0</td> <td>104.0</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>12月 (17日)</td> <td>74.0</td> <td>95.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>1月 (19日)</td> <td>70.0</td> <td>106.0</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>2月 (17日)</td> <td>65.5</td> <td>88.0</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (20日)</td> <td>86.0</td> <td>113.0</td> <td>27.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (19日)	74.0時間	117.0時間	43.0時間	11月 (16日)	75.0	104.0	29.0	12月 (17日)	74.0	95.5	21.5	1月 (19日)	70.0	106.0	36.0	2月 (17日)	65.5	88.0	22.5	3月 (20日)	86.0	113.0	27.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																										
10月 (19日)	74.0時間	117.0時間	43.0時間																										
11月 (16日)	75.0	104.0	29.0																										
12月 (17日)	74.0	95.5	21.5																										
1月 (19日)	70.0	106.0	36.0																										
2月 (17日)	65.5	88.0	22.5																										
3月 (20日)	86.0	113.0	27.0																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県議会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務活動に従事させることにより、乙の政務活動の充実を期し、議員団活動を向上させることを目的とする。

(出向者)

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者	氏名	
	住所	

(出向期間)

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2019（平成31）年5月1日から2020（令和2）年3月31日までとする。

(出向先事業所名及び所在地)

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名	日本共産党奈良県議会議員団
所在地	奈良市登大路町30奈良県庁内（議会議事室）

(身分)

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

(勤務等)

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

(年次有給休暇)

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

(賃金及び賞与)

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び給与相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県議会議員団の勤務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

(社会保険の附保等)

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害補償保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

(出向期間中の費用)

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなう発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(権利厚生)

第十一条 出向者の権利厚生については、甲の規定を適用する。

(覚書)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 該当するとき。
- (3) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (5) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(覚書の解決)

第十四条 この覚書に関して齟齬が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を締結するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2019（平成31）年5月1日

所在地	奈良市四天王寺町6号
事業所名	日本共産党奈良県議会議員団
代表者	委員長 小林 照子
所在地	奈良市登大路町30奈良県庁内
事業所名	日本共産党奈良県議会議員団
県議会議員	田中 隆夫
県議会議員	小林 照子
県議会議員	大田 孝
県議会議員	

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(2019年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日								
	〒	市町村	年	月		年	月							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
労働日数		16	15	19	18	17	17	16	17	17	19	20		
労働時間数		73.0	64.0	78.0	65.0	74.0	74.0	75.0	74.0	70.0	65.5	86.0		
時間外労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
休日労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
深夜労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
基本給		131,400	115,200	140,400	117,000	133,200	133,200	135,000	133,200	126,000	117,900	154,800		
時間外手当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(非課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
非課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
給支額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健康保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
介護保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚生年金保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
雇用保険保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
社会保険料合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
課税対象額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
所得税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市町村民税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
控除額合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
差引支給額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿(2019年度)

議員名: 今井 光子

日付	会計帳簿番号	葉書・レターパック			切手			送付内容	送付先
		単価	枚数	購入金額	単価	枚数	購入金額		
3月25日	119				84	1	84	資料送付	自治体関係者
2019年度計		0	0	0	84	1	84		

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。
 2 切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。
 3 送付内容、送付先を必ず記載すること。